

日本青年国際交流機構の公式メール、公式SNS等による発信に関する規程

令和4年11月12日
日本青年国際交流機構幹事会決定

(目的)

1. 日本青年国際交流機構（以下「IYEO」という。）において、広報を通じて、IYEOの理念である青年の国際交流の促進や関連団体との連携によるIYEO活動の活性化等に資するため、IYEOの公式の情報発信に関する手続を定める。

(定義)

2. この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一. 公式メール 日本青年国際交流機構規約第14条第1項に規定する幹事会（以下「IYEO幹事会」という。）が管理するall@iyeo.or.jpによるメール
 - 二. 公式SNS IYEO幹事会が管理する次に掲げるSNS
 - ア. 日本青年国際交流機構Facebook
 - イ. 日本青年国際交流機構Instagram
 - 三. 公式ホームページ IYEO幹事会が管理するIYEOホームページ

(申請)

3. 日本青年国際交流機構第4条に規定する会員（IYEO幹事会の構成員を含む。以下同じ。）は、IYEO幹事会に対して、発信文案（写真等の画像を含めることができる。以下同じ。）を示すことによって、IYEOの公式メール、公式SNS及び公式ホームページによる情報発信（公式ホームページについてはイベント等の事前告知及び開催後報告に限る。以下「公式情報発信」という。）を申請することができる。

(承認)

4. IYEO幹事会は、会員から前項の申請があり、発信文案を確認し、以下の各号の基準を全て満たすと議決した場合は、公式情報発信を承認することができる。
 - 一. 共生社会の構築に貢献すると認められるもの
 - 二. 公益性があると認められるもの
 - 三. IYEO 会員にとって有益であると認められるもの
 - 四. IYEO の事業の目的及び内容に照らし、重要と認められるもの

(欠格事項)

5. 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、公式情報発信の承認を受けることができない。

- 一. 営利を目的とし、特定企業の宣伝等少数者の利益のみを目的とすると認められるもの
- 二. 政治・宗教活動と認められるもの
- 三. その運営方法が、公正でないと認められるもの
- 四. その対象が極めて限定されたものと認められるもの

(承認手続の簡素化)

6. 第4項の承認の議決は、次の各号に掲げるときは、当該各号に掲げる担当幹事（会長及び担当副会長を含む。以下同じ。）等が承認することにより、それに代えることができる。
- 一. 公式情報発信をする内容が都道府県 IYE0 活動であるとき 当該都道府県が属するブロックの担当幹事又は都道府県全体の担当幹事
 - 二. 公式情報発信をする内容がIYE0の幹事の下チームの活動であるとき 当該活動の担当幹事
 - 三. 内閣府の依頼に基づく申請であるとき 広報の担当幹事
 - 四. 公式情報発信をする内容が既に公式情報発信をした内容の再発信であり、発信文案の実質的内容に大きな相違がないと認められるとき 広報の担当幹事又は IYE0 の事務局
 - 五. 前号までに掲げる以外の活動であって、日本青年国際交流機構規約第4条に規定する IYE0 の正会員又は一般会員が申請するとき IYE0 会長、副会長、事務局長及び事務局次長（以下「IYE0 四役」という。）の過半数

(公式情報発信が有料の場合の例外)

7. 第4項の承認の議決は、前項にかかわらず、有料広告など、公式情報発信を行う際に料金が発生する場合は、IYE0 四役の過半数の承認を要するものとする。

(申請者が幹事である際の承認手続への参加)

8. 第3項の申請を幹事が行ったときは、第4項の承認の手続（第6項又は前項に基づくものを含む。以下同じ。）に当該幹事が加わることを妨げない。

(情報提供の依頼)

9. 幹事は、第4項の承認の手続に当たって必要と認められるときは、発信文案に関連する情報の提供を、第3項の申請を行った会員に依頼することができる。

附則

この規程は、令和4年11月12日に施行する。